

## 平成 26 年度第 1 回亀岡市情報公開・個人情報保護審議会（11月18日開催）

### 議事録（要旨）案

（会長）

年末に国政選挙があり、1月には亀岡市議会議員選挙を控え、非常に慌ただしくなってきましたが、審議会の協議事項が生じたので本日参集いただいた。慎重な協議をお願いしたい。

本日の議題は、協議事項3件、報告事項2件。協議事項1件目は、戸籍謄本の不正取得に対応する本人通知制度の一部見直しについて、市民課から説明を願う。

（担当課）

《資料に基づき説明》

（会長）

弁護士、司法書士、行政書士等の職務上請求書で、戸籍謄本等を代理人が請求できる制度があるが、仕事や結婚の関係等で個人情報を不正に取得する事案が発生したことから、犯罪が確定した段階で不正取得を通知するという事後的な救済制度が見直され、事前手続がとれるよう整備されてきた。その部分改正を行うという案件。最初の不正取得型に関して、内規から要綱に改めることの実際の効果はどのようなことか。

（担当課）

内規は例規集にも載っていない。要綱になるとホームページにも掲載し、公に知らしめるということになる。

（会長）

事前登録型の情報開示の2行目の密行性があるものの判断は、弁護士から言ってくるものなのか、それとも市が内容から判断するのか。

（担当課）

判断基準を定めており、それに基づいて亀岡市が書類審査で判断する。

（会長）

今回の見直し内容は、開示の範囲が広がるということと、手続きが迅速化されるということの2点である。不正取得型の不正の判断はどのようにするのか。

（担当課）

内規で定めており、上部団体からの通知に基づき判断する 경우가ほとんど。最近では、八士業の職務上請求用紙の紛失事案が多く、常時通知されてくるものを全部チェックし、それ

を基にして判断している。

(会長)

大量請求事案や特定の業者からの請求など、不正が疑われる色々な情報にアンテナを張っているということ。従来は不正取得を告知した後、開示請求があればその手続きに時間を要していたが、不正取得事案が発生した段階で開示準備を進めておき、開示請求があればすぐに対応できるよう迅速化を図るということと、その際の開示の範囲が広がるということである。

(委員)

窓口で、不正取得が疑われたとしても、請求書類が整っていれば出さなければならないのか。

(担当課)

不正取得かどうかの判断は難しく、書類審査のため書面で要件事項が整っていれば出さざるを得ない状況である。

(委員)

戸籍謄本などは、本人でなくてもとれるのか。

(担当課)

八士業と言われる弁護士や司法書士が代理で依頼を受け、本人の代わりに事務をするのが基本である。職務上必要だということで請求される。

(会長)

相続の手続きの場合など、八士業に依頼するというのは正当な方法としてある。それを悪用して就職、結婚、その他での不正取得が横行したことが問題になり、市民課の窓口でこのような対応をせざるを得ない状況である。これでも不正が全部防げるかというところ若干難しい。この戸籍謄本等の不正取得型本人通知制度の要綱化と、迅速化と、開示対象範囲の拡大を行うということである。弁護士、司法書士の名称など、開示範囲をここまで広げていいのかとも思ったが、今のところ請求は3件ほどとのことであり問題になることはないと思う。この改正はいつ頃からの予定か。

(担当課)

今日の結果を受け、早ければ来年1月1日を目標に進めていきたいと考えている。

(会長)

今日ご了解いただければ、1月にも要綱として公表されるということである。何か問い合

わせはあるのか。

(担当課)

今のところない。

(会長)

この件について、委員の皆さんのお考えはいかがか。

(委員)

主管課として前向きに取り組まれているので了承する。

(会長)

では、この件については了承とする。

続いて、国民健康保険の関係で、インターネットを活用した健康情報提供サービスについて、保険医療課から説明を願う。

(担当課)

《資料に基づき説明》

(会長)

携帯やスマホで歩数計と連動するサービスが既にあるが、本件は、国保連合会を通じて民間のサービスを利用し、情報を提供することにより食事や運動等のアドバイスが受けられるソフトとのことである。対象者 16,000 人の中で、特定健診を受けている人は何人いるのか。

(担当課)

ほぼ 3 割。事業所の健康診断受診者にも情報提供を依頼しており、その人を含めても約 3 割というところである。

(会長)

個人で入力してサービスを利用することに関しては何の問題もないが、最低限ログインするための保険証番号、生年月日、氏名がこのソフトの運営会社に送られるため、本審議会の了承を得たいということである。個人の健康診断データ情報に関しては、個別に了承をとり、また、自分で直近の診断結果を入力しメニューを利用することも可能とのことである。この費用は今のところ府から補助金が出ており、長期的に医療費を削減する目的でこのサービスを導入し始めたところである。健康診断データがそのままクピオに流れるということではない。この審議会です承が得られれば、亀岡市の 16,000 人の方がこのサービスを利用できるようになり、それも自分の判断の範囲内で利用できるようになる。

(委員)

個人の健康データ情報が再委託先から漏れて売買されるということはないか。

(担当課)

今回の再委託先の民間事業者は、共済組合や健康組合などで8年間にわたり実績もあり、利用者もかなり増えているので、堅固なセキュリティ体制であると考えている。

(委員)

改正案の最後に、「同意の有無にかかわらず事業者提供に提供する。ただし被保険者からデータ提供不可の申し出があった場合には提供しない」とあるが、申し込む時にそのような記載欄があるのか。

(担当課)

対象者に通知、広報する機会が年2回ある。1回目は、毎年5月末に行う特定健診受診券の発送時にチラシを同封し、制度を啓発する。2回目は、6月の全世帯への当初賦課通知送付時に同封し、そこで申し出ていただくという形になる。その後、この見直しの形で実施していきたいと考えている。

(会長)

現行は申し込んでから利用開始となるが、改正案では申し込みを不要とし、拒否を申し出れば遮断できるようにするということである。今は57人しか使っていないので、宝の持ち腐れの状況である。提供データには、個人の健診データと番号データの2種類があり、今、議論しているのは、個人の番号データ、氏名、生年月日である。個人の健診データは、その次の段階で、出すか出さないかを個人が選択する。ここで言う事業者とは、クピオという健康情報サービスの事業者のことであり、健康診断の事業者ではない。

(委員)

番号データを提供したくない人は、クピオを申し込まないということか。

(会長)

クピオの事業サービスを受けないということで、健康診断をしないということではない。クピオに送るのは、保険証番号、氏名、生年月日だけで、健診データ本体は送らない。亀岡市や国保がこのサービスを利用する理由は、最終的には長期的な視点での医療費削減のためである。健康保険制度や病気の予防のために、極端に言うと自己責任ではなく、データを活用して事前予防してほしいという意味での公的な利益を反映しており、亀岡市の中でも発症率の高い年代の人たちに、データを利用して健康管理に役立ててもらおうための環境整備である。私たちがスマホや歩数計を使って健康管理するというのとは意味合いが若干違っており、そこに公のお金が入るので本審議会の了承が必要となる。府の補助金も税金も発生している

上に、センシティブなデータが動く危険性があるので、簡単にこのサービスを利用することも出来ず、現在は要災害支援者と同じで手上げ方式としている。自己責任で健康管理をする方式から、サービスを利用する最初の手続きを簡略化し、ログインしようと思えば出来る状態にするということである。提供データの名前などが送られても、ログインしなければ何も動きはなく、クピオにデータが保存されることもない。

(委員)

メタボだけに着目するというのが疑問だ。特定健診に力を入れてから何か変わったことはあるのか。市の費用負担はなくても税金の懐は同じ。金額的にいくらくらいかかっているのか。費用対効果に疑問がある。

(担当課)

委託料は、月額約9万円ほど、年間となると120万円ほどになる。特定健診は平成20年度から各保険者に義務付けられた。どの保険者も受診率が上がらないため様々な工夫をしているが、特定健診でまず自分の身体に気づいてもらうことが大事。悪いところが見つければ病院に行くよう指導し、健診結果から保健指導につなげているところである。実際に亀岡市の保健師による保健指導も行っている。結果に関しては、最近厚生労働局から出ていたと思うが、腹位や体重が減ったということで、効果があることは示されているところである。

(委員)

腹位と体重は減ったが、それ以外、たとえば血圧等はあまり変わらないということか。

(担当課)

前期高齢者と言われる65歳以上の人口割合がかなり増えてきており、疾病自体が減るとか医療費が減るということはなかなか難しく、逆に医療費自体は増えている。5年間で結果を出すのは難しいので、こういうことにも取り組んでいけば今後につながるのではないかと考えている。

(委員)

私も74歳までは年に1回これを受けていた。健診そのものは簡単。そして健診結果を主治医のところに持っていくと、懇切丁寧にここを改善するようにとか言ってくれる。したがって特定健診を受ける人が少ないという問題から言うと、良い制度なのでもっとたくさんの人が受診し、自分の努力で体調管理をしてほしいし、クピオにデータを提供するということによって特定健診の受診者が増えたらいいと思う。データの管理等に十分配慮してもらおうということで、保険主管課からの今日の協議については了解するというのでいかがか。

(会長)

では、クピオというサービスを利用するための手続きの見直しについては了承とする。

次はデータの外部提供の案件。介護予防のためのアンケート調査結果のデータを、京都学園大学の研究チームに提供できるかどうかについて、高齢福祉課から説明願う。

(担当課)

《資料に基づき説明》

(会長)

京都学園大学では、新しく健康医療学部が認可され、来年4月から開設される。そこに就任予定で既に在籍されている木村先生の研究チーム。高齢者がどのように身体機能を維持し生活していくかという内容のアンケート調査で、1万件以上回収しているのはすごいと思う。そのデータを学術的な研究で使うため、亀岡市から大学に提供するということである。今回はプライバシーにかかわるデータ提供ではないが、大学の中でも、個人情報やプライバシーの不正使用、外部流出について内部点検システムがあり、個別のチェックを行っている。この調査自体、今後は行われなくなるということであったか。

(担当課)

国の制度として介護保険の中にあつた要支援という区分が、平成27年度には全て市町村におろされることになった。これまでは元気な高齢者である一次予防対象者と、少し虚弱な二次予防対象者とを分けていたが、これからは分けないということになって、二次予防という概念がなくなってしまうので、この調査も今後行わないと言われていた。調査にかかる費用が莫大な割には効果が見られないというところが一番大きいというのが国の説明であつた。今後どうしていくかは考えていかなければならないが、今回はこの調査データを提供したいと考えている。

(会長)

そういう意味では、貴重なデータを基に研究してもらえるとということではある。

(委員)

先生が研究したいからデータが欲しいということであれば、亀岡市としては、データを提供する代わりに亀岡市に還元してもらいたい。

(担当課)

この調査結果のことだけではなく、総合的な課題でもある。23年度から25年度まで介護予防事業に取り組んできたが、3年間の介護費と医療費とを比べても効果がわからないので、今後長期に渡ってどのように変化していくかを調べる必要があると考えている。ただ、3年とか5年とかのスパンで委託事業として行わないと難しいと思うので、そこは今回の分析の部分と、今後の委託の部分とに分けてやっていく必要があると考えている。

(会長)

木村先生のグループは、大学の研究費と亀岡市の委託研究費を含めて、全体で研究を進めておられる。健康体操のような形にもなっており、亀岡市と大学の総合協力体制の一環として進んでいくことと思う。具体的には、どのような形で提供する予定か。

(担当課)

二つの調査結果の突合は本市でないと行えないため、本市で突合を行い、本日の審議会です承がいただければ、媒体としてはCD・Rでの提供を予定している。大学で自由に使える形で提供したいと考えている。その後、研究成果を発表していただくと同時に、本市にその結果を返していただく。今後、新しく事業を行わなければならないということもあるので、地域の方がどのように答えておられるのかを分析したものとして活用させてもらえると考えている。

(委員)

調査表の集計を亀岡市としてまとめたものはあるのか。

(担当課)

年度ごとに冊子にまとめたものを情報コーナーでも開示している。

(会長)

介護予防に関する調査結果を学園大学の木村先生の研究チームに提供するということについて、了解としてよいか。

では、了承とする。

後は報告事項だが、共通番号制度の取組状況について、事務局から説明願う。

(事務局)

《資料に基づき説明》

(会長)

マイナンバー法は、昨年5月24日に可決成立して法律になっている。来年10月に個人番号が通知され、29年1月に動き始める。亀岡市でマイナンバーを扱う事務は18事務との説明があったが、その整理、関連の条例や個人情報保護条例の改正、独自利用する場合は条例制定、また、組織をどうするかということもあり、2枚目にある特定個人情報保護評価も実施しなければならない。その前に職員研修を行い、事前チェックを行って、ようやく亀岡市としてマイナンバーを使えることになる。住基ネットは亀岡市だけのことであったが、マイナンバーは全国のもので、当面は税と社会保障と災害対策に使うというのが3本柱となっている。ここでこれまで問題になった弱者支援の件が出てくるのだが、災害対策基本法が改正され、市町村に名簿作成が義務付けられた。ただし、既にあるものはそれを使ってもい

い。亀岡市は手上げ方式なので、本審議会で承認すれば該当者を全部リストアップできる。具体的なシステム整備の費用もかかる。番号は全国民に付番され、希望すれば顔写真付きの、全国で通用するカードがもらえることになっている。

(委員)

18 項目とのことだが、例えば市町村民税、固定資産税、国保といった市の持っている情報は入るが、私学共済などは入らないということか。

(会長)

将来的には民間事業者も使う制度だが、今の段階ではわからない。

(事務局)

質問のあった保険関係については、今までは市町村単独で保険者となっていたが、広域化し都道府県単位の連合で同じ事務を行っていくという流れにある。現在、京都地方税機構で税金の滞納徴収関係業務を行っているのと同じようなことになる。税は今後、課税事務の広域化も予定され、基本的には市町村が単独で行っていたものが、都道府県単位の広域制度の中で、番号制度の方へデータが移行していくという流れになる。番号制度については、亀岡市の場合はこの庁舎の建物の中にコンピューターを持ち、市独自で、他とリンクしない形でデータ処理を行っているが、今後は、京都府市町村共同化により市町村が同じシステムを動かそうということで、データセンターへデータを全部移し変え、そこですべてを機能させようとしている。現在、データ移行方法で試行錯誤している状況で、京都府だけでみても少し作業が遅れているところである。

(会長)

それに何千万単位の費用が必要。手元に高槻市のデータがあるのだが、影響評価の結果、43 業務に関連するとのこと、課税のシステム改修委託費が 1,600 万円ほどと課税システムも改修しなければならないようだ。

(事務局)

ご承知の通り、番号法の別表第 1 で業務は全て定められているが、それ以外に市町村では、何をどうするのか条例で定めて承認をとらないとできないことになっている。

(会長)

図書館などで導入すれば便利にはなるがお金もかかるということで、今、コンピューター業界ではそのクラウド化を勧めている。個々にデータを置いておくと、大震災等で消失してしまうと困るので、極端に言うと、個々の職員のパソコンは操作端末機能のみとし、クラウドで別途安全なところに管理する、個々のデータの持ち出しはできないようにするということだ。

(委員)

戸籍のない子どもなどはどうなるのか。

(会長)

戸籍のない人、また無国籍の人も実際におられる。外国人登録制度がなくなり、外国人の方も住民基本台帳に載っている。色々な制度が変わり、戸籍謄本や住民票の扱いが非常に難しくなっている中で、ますます個人情報の管理運営が難しくなっている。

(委員)

色々と予測できないことが発生し、その対応にまた費用がかかっている。子育てや教育、福祉を大切に、例えば赤ちゃんが生まれた家庭を月1回でも訪問してあげてほしいのに、保健師が足りない。生活に密着した福祉関係に予算がつかない。65歳までの若年の認知症の方も本当に増えている。そういう方がほったらかしで援助も受けられない状況を目の当たりにしている。コンピューターばかりに莫大な予算がつくのはおかしいと思う。何もかも便利にはなっていくが、予算編成の時に生活弱者対策のようなことももっと考えてほしい。

(委員)

災害時の名簿について、比較的長く住んでいる年配者の名簿は作ることができると思うが、転入者や出産して外出が困難な人の中には、近所付き合いが無く孤立している人もあると思う。転入者や出産者の記録を積み重ねておき、災害の時に手助けできるような形でできたらいいと思う。

(会長)

その件については、審議会ですれば名簿を作ることが出来る。現在は、助けてほしいと自分で手を挙げないと登録されない。登録されるとその名簿が民生委員や消防、警察に提供されるが、それが嫌だという人は手を上げないので名簿に載らない。政府は東日本大震災を契機に災害対策基本法を改正し、全市町村で名簿を絶対に作らなければならなくなった。その際、嫌だという人も一定の手続きを踏めば名簿は作ってもいいということになっている。名簿をどう活用するかは別として、基本が変わってきたので亀岡市としてどうするかということも今後は出てくるだろう。

(委員)

赤ちゃんがいるとか小さい子どもがいるとか、子育てをしている人は対象にならないのか。

(会長)

それは災害時要援護者の考え方による。ただし、要援護者をリストアップしても、いざという時にその人たちを助けるために必要な民生委員、消防、警察、ボランティアなどの人数

が足りているか、地域ごとに体制を整えないと絵に描いた餅になってしまう。モデル地域を作り、訓練もしないといけないが、去年、今年と亀岡市では水害があったことから、これは喫緊の課題であり、今、少しずつやっているところである。この問題とまさに連動してくるのが番号制度の問題で、本来ならこの秋に条例化する予定であったが、半年くらい遅れそうだ。それでは最後、情報公開・個人情報保護の開示請求状況と運用状況について、事務局から説明願う。

(事務局)

《資料に基づき説明》

(委員)

決定内容が不開示で文書不存在というのはあることなのか。役所仕事というのは全て文書があるのではないのか。

(会長)

開示請求をした人が、とりあえずこういう情報が知りたいと請求したものの、記録に残す必要のないものであったため無かったというのはよくあることだ。

(委員)

契約書がないということもあるのか。

(事務局)

この場合の契約書は、当時の会計課が年度当初に 1 年間 1 件当たりの単価を単価契約書として交わしており、その単価を使って業者に発注する業務に関しては、主管課が行う業務ごとの契約書は存在しない。

(委員)

教科書で部分開示というのはどのようなことか。

(事務局)

個人の氏名や法人の印影は非開示。また、まだ決まっていないことは意思形成過程ということで非開示とすることもある。

(委員)

会議というのは全て意思形成過程ではないのか。

(事務局)

色々な会議があるので、要綱で定めた会議は全て公開し、ホームページにも出ている。ま

だ出せない状態のものを請求されると、意思形成過程ということで不開示となることもある。

(委員)

中には公表したくないものがあると、文書不存在としていることもあるのではないかと。

(会長)

それは違う。文書不存在と部分開示・非開示とは全く違うこと。請求された文書が無い場合はその通り文書が無い、一方、出したくない場合は部分公開あるいは非公開とする。

(委員)

確認だが、当審議会の役割は、亀岡市の持っている情報を市民の求めがあればどのようにして公開するか、公開の仕方や公開すべき内容等について議論することではなかったか。市の判断が妥当かそうでないかということの判断は、審査会がやる。それでも市民が納得できない場合は、裁判所に申し出て裁判で決める。審議会は方法を議論する場であって、市の判断が正しいかどうかを決める場ではないと思っている。

(委員)

審査会はどこがするのか。

(会長)

審査会は学者と弁護士の5人で組織されており、不服申し立てをすると、情報公開制度では必ず審査会という第三者機関に諮ることになっている。

(事務局)

審議会は、情報公開制度また個人情報保護制度の運用に関する重要事項について審議をいただく機関として皆様方にお世話になっている。その内容に応じて我々が事務をした結果、不服申し立てがなされれば、今度は5人で構成されている情報公開・個人情報保護審査会に市長が諮問し、そこで学識経験者、弁護士等の委員に審議をいただくことになる。そこで、これはもっと公開すべきとなれば、市はその意見を聞いて公開するかしないかをもう一度調べるということになる。また、開示しないことができる情報は不開示と表現することになっている。その不開示の種類、理由として、法令等のマル秘情報、個人に関する情報、法人等に関する情報、意思形成過程における情報、事務事業執行過程における情報、国等の協議等に関する情報、安全秩序維持に関する情報があがっている。その中でいうと、文書がない場合も不開示の理由になる。

(会長)

開示請求という制度に則って請求書を出された件数がこの80件とか100件で、それ以外に任意の情報提供が多くされている。情報コーナーに行けば、亀岡市の全審議会現職委員の

名前や肩書がファイルとして置いてあり、私たち委員の名前も出ている。ホームページで第1回目の審議会の添付ファイルを見ると、私たちの名前や所属も出ている。情報公開の運用状況についても色々出てきているので、また議論していただくことはあるかと思う。

(副会長)

本日は活発に意見交換ができ、大変有意義な会議だった。先日、知らない間に住民票がとられ、携帯電話を購入されて悪用されたという事件が報道されていた。先ほど住民票の担当者から話しがあったように、様式さえ整っていれば出さざるを得ないというところが抜け穴のようだ。市の保有する情報をいかに適切に管理し、いかに適切に公開していくか、今後も活発な議論をお願いし閉会の挨拶とする。